



コラム

Vol.35

日本のIT事情

魚釣り禁止とインターネット

加藤幹之

富士通（株）／米国弁護士
mkatoh@jp.fujitsu.com

『フィッシング』と言っても、魚釣りじゃないのです。魚釣りにもじって、ネット上で個人情報を引き出して悪用することを言うのです。しかも、魚釣りと違って、Phishingって綴るのです。巧妙な手口を使うことから、sophisticatedと言う英単語を連想して、アメリカでそう呼ぶようになったようです」

今年2月に、東京で開かれた国際シンポジウムで、私は、昨年後半から急増したアメリカでのネット詐欺の事情を紹介しながら説明した。「これは大変なことです。でも、技術的にも法的にも対応措置がとれます。大騒ぎせず、必要な対応をとっていきましょう」と言うのが私のメッセージだった。

同席したアメリカの国際的クレジットカード会社の幹部は、カード保有者への啓蒙や、ICカードなどの技術的安全対策を紹介し、「不正取引の比率は世界的に下がっている」と力説した。

クレジットカード大国のアメリカでは、長年クレジットカードの不正使用に大変苦労してきた。レストラン等で支払う場合、カーボン紙が入った2枚綴りの紙にサインする時は、必ずカーボン紙を抜き取り、細かく破いてから店に返すのが生活の知恵でもあった。クレジットカード番号を覚え、カーボン紙からサインを真似て悪用する例が頻発したからだ。うっかりカーボンの側を持ってカーボン紙を破くと、手が黒くなったことをよく覚えている。

無関心から過剰反応へ極端な反応

2月の私の不安は現実となり、日本でもクレジットカードの不正使用が大問題となった。アメリカの大手クレジットカード会社の情報流出が原因で、日本でも多くの不正使用が発覚した。テレビ、ラジオは連日この問題を取り上げ、6月時点で、被害総額は1億1,000万円を超えたと報じられたことから、多くのカード保有者はパニック状態となった。

アメリカでは、不正使用から被害者を守るために、カード所有者の責任を50ドルまでに限定、その50ドルも、多くの場合カード会社が補償するというような仕

組みができあがっている。

やっと日本でも保護対策が議論され、8月3日には、偽造・盗難キャッシュカード犯罪の被害補償を、預貯金取り扱い金融機関すべてに義務づける預金者保護法が可決・成立した。来年2月には施行される予定である。

預金者保護法では、被害を受けた預金者に過失があった場合、補償が制限されるため、預金者側も注意が必要だ。同時に、ICカードや、手のひら静脈等の生体認証を用いた技術的安全対策がより重要となってきた。

新しい技術やビジネスがリスクを生む。事件が起こってから、大騒ぎになり（時には過度にもなる）対策が講じられる。この図式は古来変わっていない。

リスクへの無関心と、知ってからの過剰反応。どうも人類は、この種の問題に対して、極端から極端へと対応が振れる傾向があるように思う。

インターネットに絡んだ問題は、カードの不正使用だけではない。スパムや不健全なコンテンツ、著作権等の知的財産権問題、等々、数知れない（図-1参照）。

インターネットガバナンス問題

中でも、今国際舞台で最もホットな案件の1つが、インターネットガバナンスの問題だ。

インターネットは、米国発の技術だ。結果として、今でも諸外国から見ると、米国主導、米国偏重と見える事項がある。たとえば、ルートネームサーバは、世界で13個しかないが、そのうち10個までが米国にあることもその1つだ。

IPアドレスの割り当てについても、同じような議論がある。米国の大学や企業の中には、初期の段階で多くのIPアドレスを割り当てられた結果、1つの国家よりも多くのIPアドレスを持つという現象が見られた。現在これらの多くは、是正されつつあるが、人類共通の資源となりつつあるインターネットを、より公平に扱うべきだとする議論が高まっている。

ドメイン名やIPアドレスの技術的管理は、米国カリフォルニア州に本拠を置く非営利法人（NPO）である



図-1 インターネットの法的課題

ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) が行っている。

ICANN が、1998 年 10 月に設立される以前も、インターネットの管理体制については、多くの議論があった。IT 政策を重要な戦略事項と位置づけ、市場競争、民営主導を政策の軸としたクリントン政権は、1998 年 1 月 30 日、いわゆる「グリーンペーパー」を発表し、インターネット管理の民営化の計画を提案した。「グリーンペーパー」は、その後世界中から 650 以上のコメントを受け、「ホワイトペーパー」として発表された。ICANN の誕生である。

インターネットの新しいガバナンス組織である ICANN の基本原則として、ホワイトペーパーは、次の 4 つを特定していた。

- (1) (インターネットの) 安定性—移行期間後も安定性が最優先事項
- (2) 競争—インターネットの成功はインターネットが分散型システムであり、それが技術革新を促進し、個人の自由を最大化していることにある。市場メカニズムが重要。
- (3) 民間によるボトムアップの調整活動を行うこと
- (4) インターネットを代表するものであること—新法人は、ユーザの多様性を反映し、国際的参加を保証すること。

国連の世界情報社会サミット

国境を越えて民間部門が社会の重要なインフラを支えるという、人類史上まれな試みである ICANN は、多くの成果を生み出してきた。

安定的なインターネットの運用がその最大の功績だ。それ以外にも、ドメイン名の国際紛争の解決手段の提供、新たなトップレベルドメイン名の創設等、ICANN は短期

間のうちに多くの施策を打ち出した。同時に、自己改革も計画、2002 年には大幅な制度改革案が承認された。しかし、ICANN が米国偏重との批判は、その後も続いた。

国連は、2001 年 12 月に、世界情報社会サミット (WSIS: World Summit on the Information Society) の開催を決定し、インターネットの管理問題を議題に入れた。2003 年ジュネーブで行われたサミットでは、主として途上国代表者が、国連等の政府間組織がインターネットの管理権限を持つべきだと主張、議論は南北問題の様相を呈してきた。

国連は、事務総長の指示でインターネットガバナンスに関するワーキンググループ (WGIG: Working Group on Internet Governance) を設置し、今年 7 月に報告書を作成、11 月に第 2 回サミット (WSIS) でインターネットの管理問題を議論する予定である。

WGIG の報告書では、インターネットガバナンスの問題は、ICANN の運営の問題に限らず、セキュリティ、犯罪防止、スパム、著作権等の知的財産制度、表現の自由、個人情報保護、消費者の権利等、きわめて広範囲の問題を含むとしている。まさに図-1 にあるような多くの問題を指摘しているのだ。

WGIG の報告書では、インターネットは国際的な政府組織が管理すべきだという方向も代替案として示唆している。また、たとえばインターネットの接続コストも重要な検討事項に含まれているが、政府が接続料金を管理することになれば、インターネットの自由が維持できるのかという指摘もある。

「インターネットは自由過ぎた」という意見もあろう。しかし、逆の極端な方向に振れ、規制が進むと、自律、分散、協調というインターネットの発展を損なう恐れもある。

国連での議論に注目していく必要がある。

(平成 17 年 8 月 16 日受付)